

「ストックオプション専用口座取引約款（個人のお客様用）」等の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。
さて、早速ではございますが、法令諸規則の改正およびサービス変更等に伴い、本年4月1日より「ストックオプション専用口座取引約款（個人のお客様用）」等を改定いたしますのでご案内申し上げます。

(下線部変更)

新	旧
<p>【野村の個人情報保護方針】 1～5(省略) ※野村證券の「個人情報保護方針」のホームページアドレスは、 https://www.nomura.co.jp/guide/privacy.html です。 右記からもご覧いただけます。</p>  <p>野村證券の本店所在地、代表者、その他の会社概要は、ホームページをご覧ください。</p> <p>第1章 総則 第5条(変更・喪失手続) (1)①(省略) ② 届出印鑑、住所(居住地国を含む)、氏名、個人番号その他申込書等の記載事項や届出事項等を変更するとき ③～⑤(省略) (2)～(4)(省略)</p> <p>第2章 口座内証券の管理 第10条(名義書換等の手続きの代行等) 当社は、ご依頼があるときは、株券の名義書換、併合または分割、株式無償割当て、単元未満株式の発行者による買取または買増、株主総会資料、投資主総会資料の書面交付請求等に係る手続きの代行、その他発行会社や振替機関等への各種取次を行います。</p> <p>第11条(振替有価証券の手続きの代行等) (1)～(5)(省略) (6) 当社は、振替有価証券の発行者に係る合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割または無償割当て等の際し、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記帳を行います。 (7)(省略)</p>	<p>【野村の個人情報保護方針】 1～5(省略) ※野村證券の「個人情報保護方針」のホームページアドレスは、 https://www.nomura.co.jp/guide/privacy.html です。</p> <p>野村證券の本店所在地、代表者、その他の会社概要は、ホームページをご覧ください。</p> <p>第1章 総則 第5条(変更・喪失手続) (1)①(省略) ② 届出印鑑、住所、氏名、個人番号その他申込書等の記載事項や届出事項等を変更するとき ③～⑤(省略) (2)～(4)(省略)</p> <p>第2章 口座内証券の管理 第10条(名義書換等の手続きの代行等) 当社は、ご依頼があるときは、株券の名義書換、併合または分割、株式無償割当て、単元未満株式の発行者による買取または買増等に係る手続きを代行します。</p> <p>第11条(振替有価証券の手続きの代行等) (1)～(5)(省略) (6) 当社は、振替有価証券の発行者に係る合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割または無償割当て等の際し、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記帳を行います。 (7)(省略)</p>

新	旧
<p>第7章 雑則</p> <p>第45条(諸料金・諸費用)</p> <p>(1)・(2)(省略)</p> <p>(3) <u>第13条の振替口座簿記帳事項の証明書の交付、第10条の名義書換等の手続きの代行等</u>については、当社の定めによって手数料をいただくことがあります。</p> <p>(4)(省略)</p> <p>(5) <u>その他各種証明書の発行等、お客様のご希望に従って特別な取扱いをしたときは、これに要した実費を頂戴できるもの</u>とします。</p> <p>(6)(省略)</p> <p>第48条(免責事項)</p> <p>(1)①～⑦(省略)</p> <p>⑧ <u>届出印鑑の喪失についての届出、氏名、住所(居住地区を含む)、その他のお届出事項の変更についての届出がなされる前に生じた損害</u></p> <p>(2)(省略)</p> <p>【米国税務当局への情報提供に関する留意点について】 スtockオプション専用口座取引約款(個人のお客様用)第47条に定める情報提供について、米国における個人情報保護制度に関する情報などの詳細は、当社ホームページの「個人情報保護方針」(https://www.nomura.co.jp/guide/privacy.html)をご確認ください。</p> <p>当社ホームページの「個人情報保護方針」(https://www.nomura.co.jp/guide/privacy.html)は、下記からもご覧いただけます。</p>  <p>【メールサービスのご利用について】</p> <p>①(省略)</p> <p>② メールアドレスをご登録いただいているお客様が「メール交付サービス」にご承諾されますと、目論見書等の書面をメールにてお受取いただくことも可能となります。なお、一定回数以上ご登録いただいたメールアドレスにメールが届かない等メールサービスをご利用いただけない場合は、「メール交付サービス」、<u>メールアドレスのいずれか一方又は双方の登録を解除させていただきます</u>ので、予めご了承ください。</p> <p>③～⑨(省略)</p> <p>2023年4月</p>	<p>第7章 雑則</p> <p>第45条(諸料金・諸費用)</p> <p>(1)・(2)(省略)</p> <p>(3) 第10条の名義書換等の手続きの代行については、当社の定めによって手数料をいただくことがあります。</p> <p>(4)(省略)</p> <p>(5) お客様のご希望に従って特別な取扱いをしたときは、これに要した実費を頂戴できるものとします。</p> <p>(6)(省略)</p> <p>第48条(免責事項)</p> <p>(1)①～⑦(省略)</p> <p>⑧ 届出印鑑の喪失についての届出、氏名その他のお届出事項の変更についての届出がなされる前に生じた損害</p> <p>(2)(省略)</p> <p>【米国税務当局への情報提供に関する留意点について】 スtockオプション専用口座取引約款(個人のお客様用)第47条に定める情報提供について、米国における個人情報保護制度に関する情報などの詳細は、当社ホームページの「個人情報保護方針」(https://www.nomura.co.jp/guide/privacy.html)をご確認ください。</p> <p>【メールサービスのご利用について】</p> <p>①(省略)</p> <p>② メールアドレスをご登録いただいているお客様が「メール交付サービス」にご承諾されますと、目論見書等の書面をメールにてお受取いただくことも可能となります。なお、一定回数以上ご登録いただいたメールアドレスにメールが届かない等メールサービスをご利用いただけない場合は、「メール交付サービス」の登録を解除させていただきますので、予めご了承ください。</p> <p>③～⑨(省略)</p> <p>2017年8月</p>

以上